



教育費で困ったら...

こんなお悩みはありませんか？

収入が少なく、学用品の支払いが困難



ひとり親になり、世帯の収入が減ったため家計が苦しい

👉 就学援助制度があります

就学援助制度とは、経済的な理由で小・中学校の就学費用の支払いが困難な家庭（保護者）に対して、学用品費などの一部を援助する制度です。

就学援助の対象

八戸市に住所があり、小学校または中学校に在籍している子どもの保護者で、次の理由のいずれかにあてはまる人（私立中学校に在籍している場合は対象となりません）

- ▷保護者が生活保護廃止または停止になった
- ▷世帯全員が国民年金保険料を免除されている
- ▷保護者が児童扶養手当の全額支給を受けている
- ▷世帯全員が市町村民税非課税である
- ▷その他の理由で世帯の経済状態が悪い（所得基準額あり）



「その他の理由で世帯の経済状態が悪い」で申請があった場合、世帯全員の合計所得金額で審査をします。

世帯構成（例） 単身赴任中の保護者や同居別世帯の人も含みます	所得基準額（目安）
2人世帯（40歳、9歳）	約198万円以下
3人世帯（45歳、40歳、9歳）	約259万円以下
4人世帯（45歳、40歳、9歳、4歳）	約299万円以下
5人世帯（45歳、40歳、14歳、9歳、4歳）	約370万円以下
6人世帯（45歳、40歳、14歳、12歳、9歳、4歳）	約436万円以下

※今年度分の申請は、令和6年度の世帯の合計所得（令和5年中の所得）で審査します。

※あくまでも目安ですので、世帯構成や年齢、所得の控除額などによって基準額が変わります。

就学援助制度があります

問学校教育課
TEL 43-9457

申請の流れ

1 申請書類の入手

申請書は、学校または学校教育課で配布しています。
市ホームページでダウンロードも可能です。

2 申請手続き

次の書類をそろえて、在籍する学校に提出してください。
 ▷令和6年度就学援助申請書（世帯票）
 ▷申請に必要な証明書（申請理由により必要な証明書が異なります）
 ▷申請者名義の通帳（確認してお返しします）

3 審査・認定

所得などにに基づき審査を行い、学校を経由して結果をお知らせします。

4 就学援助費の支給

認定された場合、年数回に分けて保護者の口座に就学援助費を振り込みます。
※振り込まれる金額は、対象項目や時期によって異なります。



申請時期

今年度分の申請は随時受け付けています。年度途中でも申請可能ですので、在籍する学校や学校教育課にご相談ください。（申請は毎年必要です）

※今年度の4月に非認定となった人でも、審査する所得が6月に切り替わったことで、再度申請すると認定になる場合があります。



このような援助をしています

学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、給食費

※認定された月の分から援助対象となります。

※新入学児童生徒学用品費は新小学1年生または新中学1年生で、入学する年の4月時点で認定を受けている人のみ対象となります。



詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
はこちら